

# 同和問題

一人ひとりが同和問題を理解し、  
みんなで同和問題の解決に取り組むために

## 同和問題とは何か

日本には、一部の国民が特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚に反対されたり、就職で不当な扱いを受けたり、インターネット上に心ない誹謗中傷が書き込まれるなどの差別を受けることがあります。これが部落差別です。

この部落差別を原因とする社会問題を同和問題といいます。

同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる深刻で重要な問題です。

## 私たちの生活との関わり

同和問題を考えるポイントのひとつが、結婚差別です。相手が同和地区出身であるかどうか身元を調査したり、同和地区出身であることがわかると結婚に反対するなどの差別です。

2011年には、司法書士や元弁護士が身元調査のために戸籍謄本等を不正取得した事件が社会問題になりました。また、2013(平成25)年に行った「県民意識調査」では、「あなたのお子さんが同和地区の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか(どうすると思いますか)」という問いに対して約15%の人が「反対する」と答えています。いまだに同和地区出身者に対する差別意識が残っているのです。

ふだん「自分は差別などしない」という人にも考えてほしいのです。「いざ身内の問題になった場合に正しい判断ができるのか」と。この問題は、まさしく一人ひとりの人権尊重意識が試される問題といえます。

同和問題について、「もし、自分だったら…」と自分のこととして考えてみませんか。



人権に関する情報はこちらから

<http://www.pref.oita.jp/site/kokoro/>

こころちゃんの部屋

検索



大分県人権啓発イメージキャラクター  
こころちゃん

## 部落はいつごろ、なぜできたのか

部落差別は、中世後期の被差別民衆やケガレ意識と密接な関係にあるとされています。江戸時代には、武士・百姓・町人・賤民などの身分が固定されていました。「賤民」とされた人々は最下層の身分として、住む場所や職業が決められ、他の身分との結婚は許されず、服装など生活全般で厳しく制限を受けていました。

しかし、これらの人々は、差別を受けながらも皮革業・履物業・医薬・造園・歌舞伎・大道芸・陸運・水運など経済基盤や日本の伝統的な文化・芸術の多くを支えました。



## 部落差別が残された理由は…

明治になり、それまでの身分制度は廃止され、農民・町民は「平民」と改称されました。賤民身分の人たちも、明治4年の太政官布告（いわゆる解放令）により「これからは身分、職業とも平民と同じであること」とされました。

しかし、各地で賤民身分の廃止に反対する一揆が起きるなど、人々の中にある差別意識は残されたままでした。また、解放令は職業選択の自由をもたらしましたが、一方で、これまで同和地区の人たちに限られていた皮革業や履物業などの仕事に産業資本が進出し、「部落産業」は衰退していきました。

このようなことから、同和地区住民の生活は、明治以降、経済的に苦しくなったともいわれています。そして残されたままの差別意識にこの厳しい生活実態（貧困等）が加わり、差別はより深刻なものになりました。

## 同和問題の解決に向けた取組

### 同和対策審議会答申 …………… 1965 (昭和40) 年

- ・ 同和問題は「基本的人権にかかわる課題である。」
- ・ 同和問題の解決は「国の責務」であり、「国民的課題」

1969 (昭和44) 年～2002 (平成14) 年3月 (33年間)  
同和対策事業特別措置法 地域改善対策特別措置法  
地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置にかかる法律  
生活環境の改善・社会福祉の増進・産業の振興・職業の安定・教育の充実などの取組みが行われました。

### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 …… 2000 (平成12) 年

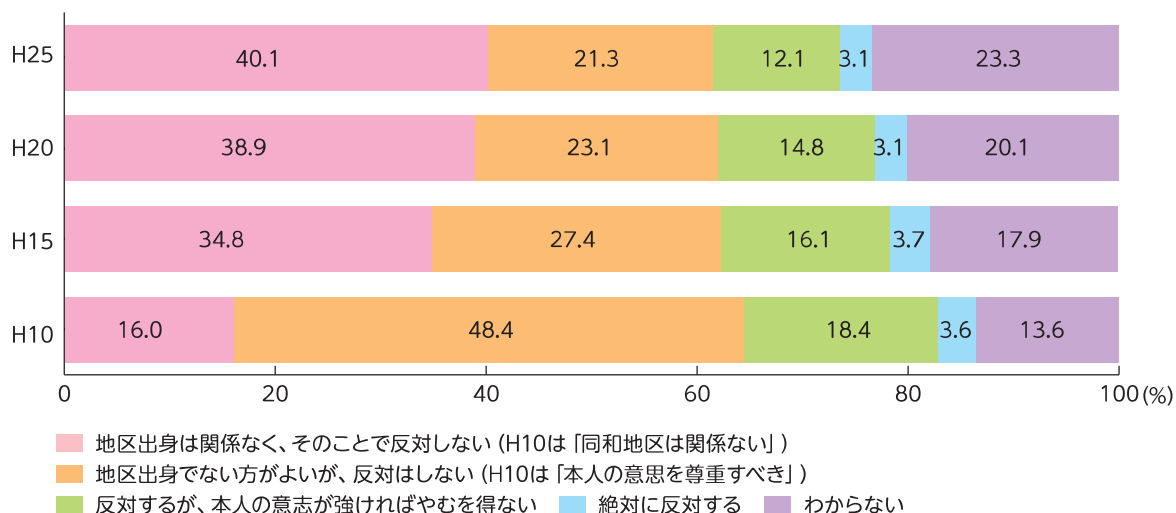
### 人権教育・啓発に関する基本計画 …………… 2002 (平成14) 年

大分県人権尊重社会づくり推進条例 2009 (平成21) 年4月施行  
すべての人が「自己決定を尊重され、自己実現を追求できる」「差別やそれによる不合理な格差の解消に取り組む」「多様な価値観と生き方を認め合う」社会を作ることを理念として掲げ、県や市町村、県民、事業者が協力して同和問題の解決に取り組むことを定めています。



# 同和問題の現在

## 自分の子どもと同和地区の人との結婚



過去の調査と比べると「同和地区出身は関係なく、そのことで反対しない」が少しずつ増えています。「そのことで反対しない」は若い人ほど多くなっています。「できれば同和地区の人でない方がよい」など消極的に賛成する人は、年齢が高くなるほど多くなる傾向です。

人権に関する講演会や研修会に参加した人や大学（短大・高専）、小学校、中学校で人権・同和問題について学んだ人の方が「そのことで反対しない」が多くなっています。

## 結婚差別

今では同和地区外の出身者と幸せに結婚する同和地区出身者も多い一方で、出自や出身地を理由に結婚に反対され、つらく悲しい思いをする人たちがいます。結婚差別で受ける傷は深く、多くの人は声をあげられず、そのために差別として表面化することはほとんどなく、実際の件数を把握することは困難です。



しかし、結婚相手が同和地区出身者であるかどうかを調べるために、不正に戸籍謄本を入手するといった事例がまだなくなっておりません。2011（平成23）年に東京都内のプライム総合法律事務所の司法書士や元弁護士などが戸籍謄本等の不正取得で愛知県警に逮捕されました。不正取得件数は1万件を超えています。

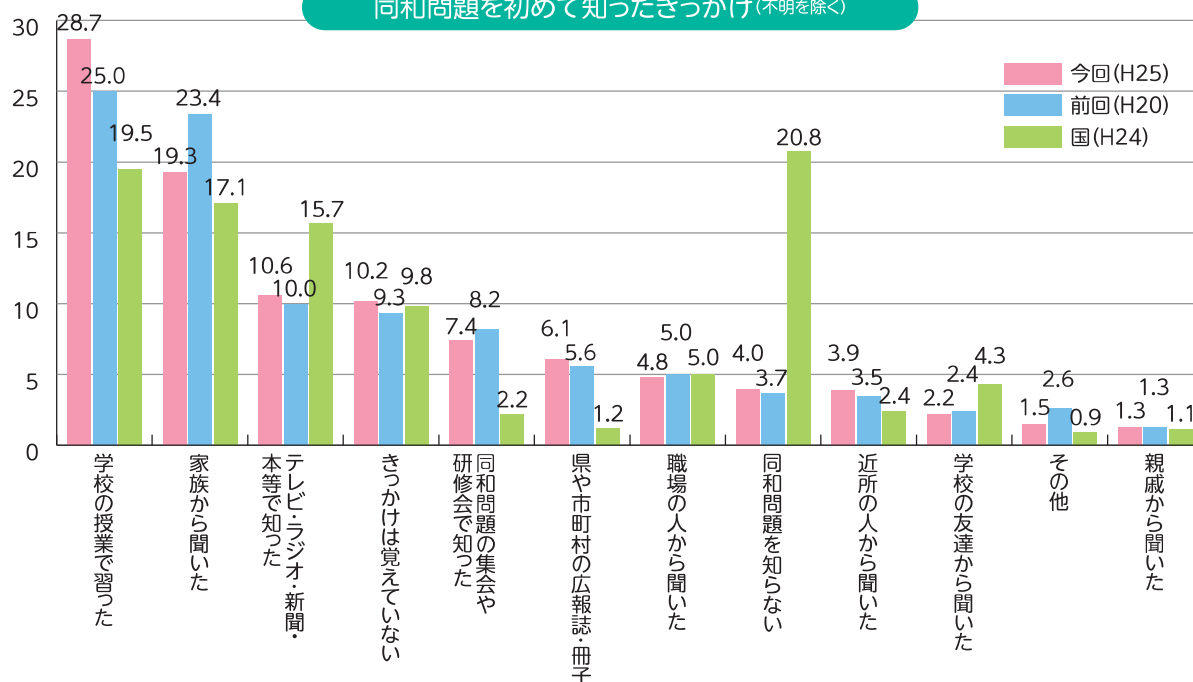
## 「本人通知制度」を知っていますか？

事前に登録しておけば、住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付したことを知らせてくれる制度です。

住民票の写し等の不正請求や不正取得を防ぐことで、差別につながる身元調査をなくすため、県内全市町村で実施しており、お住まいの市町村役場で手続きできます。

## 「平成25年度人権に関する県民意識調査」の結果から

### 同和問題を初めて知ったきっかけ(不明を除く)



同和問題を初めて知ったきっかけは、「学校の授業で習った」が最も多くなっており、続いて「家族から聞いた」、「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」の順に多くなっています。また4.0%の人が、同和問題を知らないと答えています。

若い人ほど「学校の授業で習った」が多くなっており、50歳未満で半数以上を占めます。「家族から、親戚から、近所の人から」など身近な人から聞いたという人が年齢の高い人ほど多くなっています。年齢との強い関連がうかがえます。



## インターネット上の差別

インターネットや携帯サイト等で、同和地区やその関係者を誹謗・中傷する事例が後を絶ちません。インターネット上では匿名で情報を発信でき、不特定多数の人の目にとまり、一度ネット上に流出した情報は回収が不可能なため当事者は長い間苦しい思いをします。これらの行為は同和問題への無理解・偏見を助長し、差別意識を広める許されない行為です。

## えせ同和行為

同和問題の解決を口実にして高額な図書や物品購入を無理強いしたり、寄附や賛助金を要求する等の不当な要求を「えせ同和行為」といいます。

「えせ同和行為」は同和問題は「こわい」「さけない」という意識につけ込むものであり、差別意識を植え付け、同和問題の解決を阻むものです。





## 私たちにできることから始めましょう

だれもが、自分らしく幸せに暮らしていける社会を望んでいるはずなのに、そんな社会づくりを阻むものが差別です。

「誰かがなくしてくれる」と思っているだけでも差別はなくなりません。「私」自身が差別をなくするためにどう行動するのが大切です。まずは、自分にできることから始めましょう。

### 関心を持って正しく知ること

「やっかいな問題」、「難しい問題」、「自分とは関係ない問題」と同和問題を避けることは、その解決を遠ざけます。

また、「寝た子を起こすな」、「無関係だ」とする考え方は、差別意識を温存し、差別を容認することにつながります。

「私には関係ない」と無関心にならず、出会うかもしれない問題、自分の意識が問われる問題として、一人ひとりが同和問題を正しく理解し、子どもたちにも伝えていくことが大切です。



### 偏見に気づくこと、そして、自分で考えること

私たちの意識の中には、いろいろな固定観念があります。「血液型がA型の人は几帳面」「女性は機械に弱い」などと特定の人たちに対して一面的に決めつけたイメージを思い描きがちです。

固定観念を生じさせる原因の一つに迷信や風習があります。根拠のない不合理な迷信や風習であっても、「昔からそうしてきたから」とか「みんながそうしているから」という理由で受け入れてしまいがちです。例えば、「葬式は友引を避ける」とか「ひのえうまの年の出産を避ける」などの迷信を信じていたり、「数字のごろあわせ」や「血液型」を気にするなどということがあります。

このような迷信や因習を「不合理だ」「何の根拠もないことだ」と思っている人もいますが、「世間体」を気にしたり、あまり深く考えずに、迷信を信じている人たちの言うままに行動してしまうこともあります。

そのような態度は、「差別はおかしい」と感じていながらもそれを容認してしまうことにもつながりかねません。

他人の意見や世間体ばかりにとらわれず、広い視野を持ち、自分自身で考え判断することが大切です。

### 考えてみましょう

あなたは会社で職員の採用面接を担当することになりました。

応募者への質問のうち、不適切なものはどれでしょう？

- ① 応募の動機は？
- ② 出身地は？
- ③ 経験は？
- ④ 運転免許は？
- ⑤ 家族構成は？

答え

#### 「考えてみましょう」の解説

面接での質問内容は、思想や価値観、家庭環境などを聞き出したり調査するものではなく、本人の適性と能力を見いだすものでなければなりません。例えば、「あなたの本籍地はどこですか」、「あなたの家族の職業は」などと質問することは、就職差別につながります。

# 人権コラム

## 差別は受け継がない

2008年頃に宮崎県内の大学生が書いた体験談を紹介します。

私の姉は婚約者の母親から出身地を聞かれました。その後、姉が部落出身だという理由で母親や親戚から反対された婚約者は結婚の意思をなくし、姉たちの交際は終わりました。

私は、交際して2年になる彼氏に自分が部落出身であることを告白する決意をしました。言ってしまったら、姉のように2人の関係が壊れるかもしれないと思うと、悲しみのあまり涙が出てきました。私は泣きながらゆっくりと話しました。彼は黙って私の話を聞き、私が話し終わると「話してくれてありがとう。でも本当は知ってたんだよ」と言いました。

2人の交際が始まった頃、彼の両親は「これから彼女と付き合っていく中で、彼女の住んでいる土地が被差別部落だということを知り、そのせいで別れたりするような心の狭い、差別意識を持った人間にだけは育てて欲しくない」と思い、彼に話したのだそうです。私はそれを聞いて、今度は嬉しくて涙があふれました。彼の両親に本当に感謝しました。

差別は繰り返されます。親から子へ受け継がれてしまうのです。だからこそ、私も将来、自分の子どもが生まれたら、しっかりと教育したいと思います。もっともっと人権・部落問題についてきちんと教育を受けた人たちが増えれば、部落問題はなくせると思います。

(第36回大分県人権教育研究大会資料から抜粋)

涙を流すほどの勇気が必要だった彼女の気持ち、  
それをきちんと受け止めた彼の常識。  
「正しく知れば、どんな差別もなくせる」と信じよう。

### 人権相談ダイヤル

みんなの人権110番  **0570-003-110**

子どもの人権110番  **0120-007-110**

女性の人権ホットライン  **0570-070-810**

※法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。

### インターネット人権相談受付窓口

パソコンから

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話から

<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

編集・発行

大分県生活環境部人権・同和対策課

**TEL (097) 506-3175・3177 FAX (097) 506-1751**

平成28年3月